

にしめら 議会だより



NISHIMERA VILLAGE

2024 7月
No.174

発行：西米良村議会



釣果のもどった一ツ瀬川の鮎

- ◎ 第2回定例会 P 2
- ◎ 監査室より P 7
- ◎ 現地調査 P 8
- ◎ 一般質問 P 9

令和6年度第2回定例会

6月7日に開催し、報告2件、承認7件、議案11件を全会一致で可決した。

令和6年度一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ7522万2000円を増額し、予算総額が32億6526万9000円となった。

濱砂恒光 越野尾公民館等の移転に伴う工事の内容は？

答 国道改良に伴い越野尾活性化センターと消防詰所を移転する必要があり、仮施設として、旧越



越野尾活性化センター

野尾小学校の一部を集会所と倉庫とし、外にある倉庫を消防器具置き場とし、積載車は簡易の車庫を設置して対応することとしている。

濱砂恒光

予定している場所は、雨漏りがあり床も痛んでいるので、その対応を十分にお願いたしたい。また、トイレが別だと不便なので学校のトイレを使えるようにしたい。行事の開催や引越しの都合があるので、解体時期を明確にして欲しい。調理場は婦人会活動の場となるが、食品衛生上分離する必要がある

ので、配慮をお願いしたい。

答 床の張り替えは予定しているが、その他のことについては、6月に地区と協議し詳細を十分確認した上で、設計に盛り込むなどの形で対応する。

上米良重光

宮崎寮跡地契約に伴う弁護費用の内容、新規非課税世帯給付及び調整給付の内容は？

答 宮崎寮跡地の借地契約が、令和7年4月1日で満了となり、現在駐車場とコインランドリーとなっていて返還していただく必要があるが、その際にトラブルとならないように、専門的な知識を持っている弁護士をお願いする費用である。

答 令和6年度で新たに非課税になった方々・世帯に10万円を給付するというのが新規非課税世帯給付で、27世帯を予定している。また、定額減税

で減税しきれない額を給付するものが調整給付で、160名分を予定している。

児玉義和

地域福祉支援事業補助金2610万円の内容は？

答 地域福祉支援事業補助金は、特別養護老人ホーム天包荘に対する支援で、内訳は、職員待遇改善として400万円、施設改善緊急修繕の助成1600万円、外国人材の確保対策の助成610万円となっている。

児玉義和

桐原住宅の激しい雨漏りの対応は？

答 桐原住宅については、通常の雨に対する修繕は済んでおり、昨年確認をしているが、令和4年の台風で横殴りの雨が強かった時に、雨漏りが激しかったと聞いている。

横からの雨については、サッシのメーカーにも聞いているが、住宅自体が古いいため、修繕が難しい

状況となっている。これから台風シーズンを迎えるため、テープを貼るなどの簡易的な方法で対応しながら調査を行い、対策方法を考えたいと思っている。

村長

老朽化している住宅がたくさんあり、先ほどの雨漏りのような修繕の頻度が多くなっている状況がある。移住関係でも住むところの環境整備が必要となるので、老朽化した住宅の計画的な建て替えも考えていきたい。

田爪朝幸

農林業後継者就農定着促進振興奨励金の内容は？

答 農林業後継者就農定着促進振興奨励金は、農林業後継者の定着を図るため1人当たり100万円を交付するもので、本年度は対象者が3名おり、審議会での協議のうえ交付

予定である。

黒木敏浩

教育費国庫補助金のリーディングDX

スクール事業補助金の内容とは？

答 国の「ギガスクール構想」で整備されたタブレット等の機器を活用して、先進的に取り組む学校として指定された本村の小中学校が、全国の学校が実践できるモデル的な事例を創出することを目的とした事業を実施するもので、具体的には、指定校の担当者参加による学習会の参加費用、研究公開や教員研修会の講師謝金や旅費、ICT関連の書籍や消耗品の購入費となっている。

上米良重光 小規模災害復旧事業費の内容は？

答 4月の降雨で水路が被災したが、災害の規模から災害復旧の対象とはならなかったため、今回小規模災害復旧事業で対応するものである。

児玉義和 一般家庭飲料水施設整備事業補助金の内容は？

答 今年度、小川地区の方から一件、井戸掘削の申請があり、補助金満額で1件分を計上したものである。

令和6年度特別会計補正予算

○国民健康保険事業

歳入歳出それぞれ141万2000円を増額し、予算総額は2億7349万2000円となった。

黒木敏浩 マイナ保険証

への移行時期及びこれに対応できない方への対策は？

答 現在の健康保険証の発行は、本年12月1日までとなっており、2日以降はマイナンバーカードを持っていない方には、カード型の資格確認書（有効期限：令和7年7月末日）を発行する。

濱砂征夫 マイナンバーカードの取得率は？

答 5月末時点で86%で、国保に紐付けしている方は61%となっている。ただし、利用率が10%程度となっているので、呼び

条例改正

福祉住宅設置条例の制定

今回の制定は、現在建設中の「西米良村福祉住宅」の運用について必要な事項を定める。

この住宅は日常生活に不安のある高齢者、障がい者等が村内で尊厳を持って住み続けられるよう設置するもの。

児玉義和 条例第1条に、「村は、日常生活に不安のある高齢者、障がい者等：。」とあるがその他に何か該当する人が考えられるのか？

答 例えば、DV被害者または65歳以下でも移動制限や生活に不安がある方を想定している。

児玉義和 条例第3条

(1)「村内に住所を有する者又は有することな

る者」の説明を。

答 現在村外に住んでおり、今後引っ越してきたりというようなご希望のある方を想定している。

児玉義和 条例第3条

(2)「自立した生活ができること」の自立というのがどのレベルを自立というのか？

答 基本的には、一人で料理ができ、最低限自分で生活できることを想定している。

児玉義和 条例第9条、

入居者は福祉住宅にあらかじめ備え付けてある備品は外に持ち出してはならないとあるが持ち込むのは別に問題ないのか？

答 完成後、必要となるものは備える予定にしている。持ち込むことは制限にはないがスペースにどうしても限りある。

田爪朝幸 家賃と共益費

が設定されているが、今後、価格の改定を定期的

のか。

答 使用料と共益費の設定については、近隣市町村にも同様な住宅があるため、それと比較しながら入居者に無理のない範囲で検討した。また、物価高騰等もあるため見直しする必要がある場合は適宜検討する。

黒木敏浩 条例第6条、自立した日常生活を営むことができなくなったときということ、地域ケア会議により退去の必要があると判断された時とあるが想定されることがあるか。

答 介護度が上がった時を想定している。また、それ以外に入居者の環境の変化で、例えば家族が帰ってこられ、お一人でも生活ができるのか、その時々を勘案して判断したい。

地域福祉基金条例の一部を改正

地域福祉基金は、本村の福祉向上に資するため平成3年に設置され、基金の残高は1億13万5千円となっており、設置以降活用されていない。今後、この基金の有効活用を図るため、地域福祉事業に広く活用できるように改正する。

上米良重光 基金が1億13万5千円あるが、今後の活用方法は。

答 地域福祉事業ということで、福祉サービスについて広く捉えている。今回補正計上しているが、高齢者福祉だったり、新規で様々な福祉サービスが今後展開される可能性があり、地方負担金も年々大きくなってきており、そのための財源としたい。

出産祝い金支給条例の一部を改正

当条例に基づき、定住見込がない者に対しても一児につき5万円を給付していたが、この給付分については、国の子育て支援金制度に合わせて「産前産後応援給付金」として別途支給することとし、出産祝い金の額から減額する。

黒木敏浩 祝い金と給付金の支給は同時になるのか、それとも別々になるのか。

答 出産祝い金は基本的には生まれた後の対応となる。給付金は生まれる前に保健師が訪問してその手続きをお願いするということになっており、



出産祝い金

基本的には給付金の方はすべて振り込みを考えている。祝い金は従来通り村長からの交付を予定している。

国民健康保険診療施設設置等の条例の一部を改正

健康保険法一部改正する法律（平成18年法律第83号）規定に基づき令和6年3月31日に廃止された介護療養型医療施設について、介護医療院へ移行するため、所要の見直しを行うもの。

黒木敏浩 法改正により療養型が無くなって、今回介護医療院という形になったが、入所定数が1名となった理由及び病床全体が19床から13床に減少となった理由は？

答 介護医療院ということで1床としているが、これまでの療養病床の使用実績また施設基準等を考慮した結果、1床を設

置するということに決定した。

19名から13名に関しては、一般病床13名のみを残すということで理解いたいただきたい。

黒木敏浩 もともと療養病床は6床あったが、それをなくして一般病床をそのまま定数で13床にしたのか。また、介護医療院の施設基準があると思うが医師や看護師等の配置を考慮されているのか？

答 施設基準についても医師、看護師、介護施設ということになるため、介護支援専門員をしっかりと配置した上で、今後の介護医療院としてサービスの提供を行う。一般病床13床はそのまま残す。

村道路線の廃止について

今回、廃止路線は村道浜川線で国道219号の旧道を平成17年度より村

道として管理していた。
本路線は土木資材置場
として使用用途を変更す
るもの。

上米良重光 大王鶴が村

所となつてはいるが、板谷
の間違いではないか？

答 板谷の間違い。訂正
させていただく。

黒木敏浩 村道を廃止し
て土木資材置き場として
利用ということになるが、
沿線の山林所有者の方
は不都合はないのか？

答 近隣の3人の所有者
様については、板谷側
には作業路があり、村所
側については全線が使え
ない状態ではなく、一部



村道浜川線

資材置き場として利用し
ている状況である。

工事請負変更契約

高齢者生活支援
ハウス新築工事

請負業者

河野建設株式会社

代表取締役 河野孝文

請負金額

1億2632万2千円

田爪朝幸

擁壁の追加と
いうことになってはいるが、
どのくらい遅くなるのか、
完成はいつか。

答 7月中の完成で進め
ている。

黒木敏浩 鉄骨工事の部
材間隔変更の原因が当初
ではわからなかったのか。

答 当初は間隔を60cmで
設計していたが、テレビ
を壁据付となるため部材
間隔を45cmに変更し壁の
強化を図った。

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約 の変更

現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療
制度の事務に係る規定を改めるため、宮崎県後期高
齢者医療広域連合規約を変更する。

令和5年度

一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度の事業のうち、高齢者住宅整備事業、
林業総合センター改修工事、林業用施設及び公共土
木施設に係る災害復旧事業など全事業総額4億84
68万2000円を令和6年度へ繰越を行う。

令和4年度

一般会計事故繰越し繰越計算書について

令和4年度の事業のうち、林道長谷・児原線災害
復旧工事、台風14号2号箇所において、他事業との
調整が必要となったため、繰り越した令和5年度内
の完了が困難となり、2420万円を令和6年度へ
事故繰越を行う。

専決処分の承認

令和5年度西米良村

一般会計補正予算

既定の予算に、歳入歳
出それぞれ7510万1

000円を増額し、補正
後の総額を30億202
6万円とするもの。

濱砂征夫

この議案に対
してではないが、年度末
ということもあり専決処

分したのだと思うが、専
決処分が7件も続してい
る。議案の内容にもよる
がこれは、言ってみると
議会軽視とも言えるので
は？ 議員は、議会に来
るためにいる。どこかで
招集しても良かったので
はないか？

村長 一昨年も専決処分
が多いという指摘を受け
ている。日程調整等の絡
みもあるが、来年度に向
けて議員との受け答えが
しっかりとできるように、
また、専決処分を少なく
するよう日程調整をしつ
かり図っていく。

令和5年度国民健康 保険事業補正予算

既定の予算に歳入歳出
それぞれ21万7000
円を増額し、補正後の総
額を2億7318万90
00円とするもの。

**令和5年度
国民健康保険診療
施設会計補正予算**

既定の予算に増減はなく、特別調整交付金の決定に伴い、歳入の財源調整のみを行うもの。

**令和5年度介護保険
事業補正予算**

既定の予算に増減はなく、介護給付事業費の確定に伴い、繰出金から募金積立金へ組み換えを行うもの。

**西米良村介護保険条例
の一部を改正する条例**

令和6年度から令和8年度までの介護保険料を算定する保険料率等を変更するもので、負担区分を9段階から13段階に細分化し、介護保険制度の持続的運営に寄与するもの。

黒木敏浩 介護保険料について、県内の状況及び

全国の状況は？

答 県内の状況は、高い所で6900円、低い所で4600円となっているので、西米良村は5400円と基準額については、標準的のものと思われる。全国的な数値は、把握できていない。

**西米良村税条例の一部
を改正する条例**

令和6年度の個人の住民税について、定額による特別税額控除を実施するもの。対象となるのは、前年度の合計所得が1805万円以下の納税者で、本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減額減税となる。固定資産税については、土地の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置の期限を3年延長するもの。

黒木敏浩 住民税の納付書が見にくくわかりにくい状況にあると思う。今

後、問合せも増えてくる

と思うが、これに対する適切な対応と幅広い広報が必要であると思うが？
答 明細書はつけてはおり、定額減税額も明記されているが解りづらい所もある。今後は、回覧板の他にホイホイライン等を活用して周知を図っていく。

**西米良村国民健康
保険税条例の一部
を改正する条例**

本村の国民健康保険税については県が示す標準保険税率よりも低い水準で算定している。県への納付金の不足分は基金の取り崩しで補填している。今後9年ほどで県内市町村の保険税率が統一されることと見据えられている。将来を見据え計画的に県の税率に近づけていくための改正。

第2回定例会(R6/6/7)

議案の採決結果

全員賛成で可決した議案等

報告	令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書について 令和4年度一般会計事故繰越し繰越計算書について
令和5年度補正予算	一般会計補正予算(第9号)(専決処分) 国民健康保険事業勘定会計補正予算(第4号)(専決処分) 国民健康保険診療施設勘定会計補正予算(第4号)(専決処分) 介護保険事業勘定会計補正予算(第4号)(専決処分)
令和6年度補正予算	一般会計補正予算(第1号) 国民健康保険事業勘定会計補正予算(第1号) 診療施設勘定会計補正予算(第1号)
条例の制定、改正	西米良村介護保険条例の一部を改正する条例(専決処分) 西米良村税条例の一部を改正する条例(専決処分) 西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決処分) 福祉住宅設置条例の制定について 地域福祉基金条例の一部を改正する条例について 出産祝い金支給条例の一部を改正する条例について 診療施設設置等に関する条例の一部を改正する条例について
契約、規約の変更	高齢者生活支援ハウス新築工事の工事請負変更契約について 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
廃止	令和5年度 明許繰越 林道長谷・児原線災害復旧工事 豪雨災害1号箇所工事請負契約について 村道路線の廃止について

監査室より

今回は、村の指定金融機関（宮崎県農協西米良支店）の監査と、建設課の令和5年度に施工された工事（4年度繰越事業を含む）の完成確認監査を7か所抽出して実施しましたので、その結果について公表いたします。

指定金融機関の監査

村の石崎佳代会計管理者同伴のもと、村の預金残高確認書、借入状況書類の提出を求め、上米良支店長、黒木靖隆補佐他、関係職員対応のもと預金等の確認を行った。

定期預金等（令和6年5月31日現在）

財政調整基金等 証書46件

21億1100万円

普通預金 通帳14件

6億1700万円

合計 27億2800万円

借入金（令和6年5月31日現在）

水道事業等の起債34件の借入残高 10億5900万円

預金、借入金等、村の台帳

との相違はなく適正に対処されていることを確認した。

なお、指定金融機関名が県内農協の合併統合により、JA西都西米良支所から、宮崎県農協西米良支店となったが、預金証書、通帳等の機関名変更は全て完了しているとのことである。

工事完成確認監査

監査を実施した事業

- ① 令和5年度 田無瀬地区浄水場整備工事
- ② 令和5年度 林道長谷・児原線開通工事（1工区）
- ③ 令和5年度（令和4年発生）第807号村道鉦山谷古川線道路災害復旧工事
- ④ 令和4年度（明許線越）第338号村道鉦山谷古川線道路災害復旧工事
- ⑤ 令和5年度 地方創生道整備交付金事業 林道天包山線舗装補修工事
- ⑥ 令和4年度（明許線越）第333号村道井戸内線道路災害復旧工事



田無瀬地区浄水場整備工事

⑦ 令和4年度（明許線越）林道米良・椎葉線災害復旧工事
台風14号4号箇所

上記の7ヶ所を、事業が村民の生活や林産物の搬出等に効果をもたらす事業か、より有効な補助事業等で計画実施がなされ、設計通り工事が完了しているかを着眼点として、上米良敦課長、那須有美恵補佐、各担当職員の説明を受けながら工事完成現場と提出書類により監査を行った。

○田無瀬地区においては、地区住民（川の駅百菜屋含む）の方々が自力で水管理をしておられたが、村の単独事業で田無瀬浄水場が新設され、地区住民23名の安定的な給水対

策が進められ、関係者の方々の喜びもひとしおのようである。

○林道長谷・児原線の開通事業も完成区間の災害発生等で計画通りに進まない状況で、全体の計画2万2305m中進捗率98・7%となっているが、今後の開設区間も場所が岩場で悪く、完成区間の災害も予想され全線完成の年度予測ができない状況にある。

○その他の村道・林道については状況に応じた設計、工法で工事が進められ、設計通り完成していることを確認した。

代表監査委員 黒木 正近
議選監査委員 児玉 義和

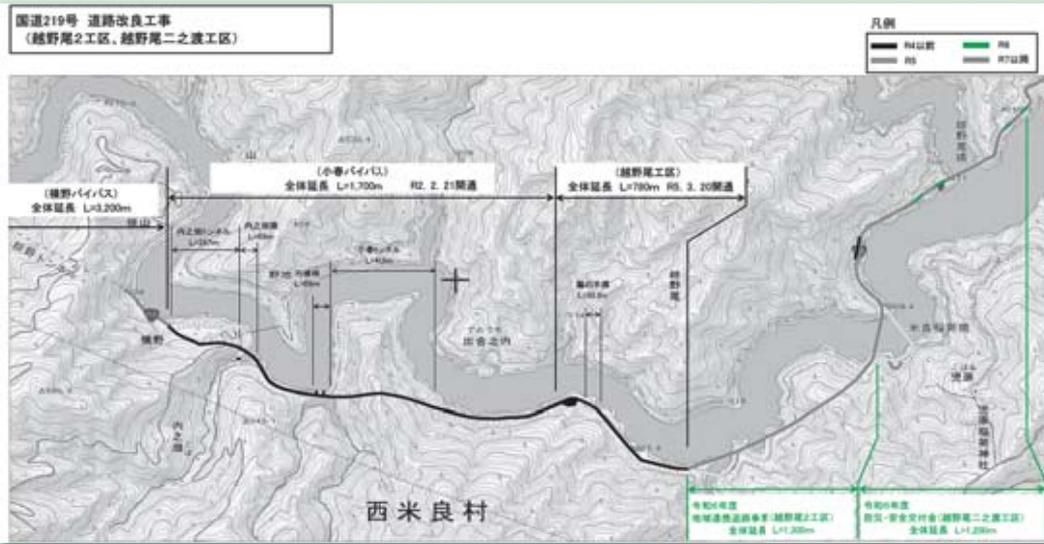


林道長谷・児原線開通工事

三市町村国道 219 号整備促進合同協議会

国道 219 号の道路改築概要
 越野尾 2 工区湖の駅～稲荷橋まで区間 1,300m
 橋梁 3ヶ所・トンネル 1ヶ所 計画事業費約 78 億円
 今年度 7 千万円（測量・調査・設計）
 越野尾二之渡工区 1,200m
 今年度 3 億 4 千万円（調査・設計・用地補償・改良）
 西都市（中尾）古仏所工区 500m
 今年度 3 億 5 千 5 百万円（測量・設計・用地補償・改良）

三市町村議会（西米良、湯前町、西都市）において、6月4日に西米良村く西都市間の現地調査を行った。
 国道 219 号は熊本県く宮崎県の緊急輸送道路・観光道路・生活道として重要な路線である。
 現在、西米良村く西都市間の国道延長は 66・6 km で改良率 78% になっており、今後とも要望活動をしつかり行っていく。



三市町村議会国道整備促進合同協議会



出発式の様子(西米良村基幹集落センターホール)



西米良村越野尾 2 工区



西米良村越野尾二之渡工区

一般質問

濱砂恒光 議員



菊池記念館の村文化財の指定について

現時点では文化財に指定することは難しいと判断している

誇りでもある。建築後92年を経過しているため、村の文化財に指定し、村民と菊池公との絆を語り継ぐとともに、後世に残し未永く保存する必要があると考えているが。

教育長

菊池記念館は、当時の村民が一致団結をし、多くの浄財を募り、延べ1600人を超える出役奉仕の元、昭和8年8月8日に菊池公に献上されている。当時の村民の菊池公に対する強い思いが感じとられ、また、記念館にはその当時の貴重な資料等が保存されていると思っている。菊池の精神は、村民の

文化財指定については、文化財保護法並びに村文化財保護条例に基づき、文化財保存委員会に諮問し調査審議を行うこととなっている。各市町村の文化財等を調査し、検討した結果、記念館については建築様式には際立つ特徴がないこと、建築年が昭和時代と比較的新しいことなどから、調査委員会へ諮問するまでには至っていない。菊池奉賛会を中心とした菊池祭、菊池公追悼剣道大会等を開催しており、また、記念館を活用したイベント等を開催し、村民が菊池記念館に親しむ機会を設け、記念館の歴史・文化的価値の周知をしているところである。

なお、記念館に保存されている歴史資料は、目錄を作成し、幕末維新期の米良菊池氏と題し、平成29年に製本発刊し広く村民に公開し、次世代に伝えていく取組をしている。現時点では村文化財指

田爪朝幸 議員



相続登記の義務化と共有土地問題への対応は？

法に基づいた形で対応し、制度について周知啓発に努める

定に諮問するということは難しいと判断をしていると同時に、現在保存状態の体制ができており、活用もなされているというので今後も大事にしていきたいと思っている。

貸付けている土地、地上権が共有になっている土地について伺う。調べてみると、こういう土地はほとんどの地区にあるように、多くのものが昭和初期から99年間地区に貸すということになっている。今年が昭和99年にあたるため、その賃貸期間が終了し、村に地上権を返還しなければならぬ時期になっている。村としてその地上権に対して今後どのような対応を考えているのかを伺いたい。

新聞やテレビ等で報道があるが、今年の4月から民法が改正され、土地や不動産の相続登記が義務化された。これは過去相続した不動産についても適用される。個人の問

また、この相続に関わる問題の1つに、村内各地区に点在する共有土地の問題がある。この共有土地は複数人が名義人となっていて、各名義人の相続の状態もまちまちで、なかなか扱いが難しい土地であると認識している。今回はこういう土地の中で村の土地の地上権を設定して地区に

村長 令和6年4月より相続登記の申請が義務化をされ、正当な理由なく義務に違反した時には、10万円以下の過料の適用対象となる。これまで相続登記は任意であり、登記が行われないことで全国における所有者不明土地の割合が約24%となっており、九州の土地面積よりも広い状況となっている。所有者不明土地が増えることで、土地が管理されずに放置をされ、周辺

環境の悪化を招いたり、公共事業の妨げになるなど、さまざまな問題も生じてきている。なお、西米良村においては現在、所有者不明となっている土地はない。しかしながら、相続による登記が進んでない土地の所有者数が村内で176名、村外で244名の合計420名いる。現在の対応としては、土地の所有者が亡くなられた場合、ご家族が窓口へ手続きに来られた時に、相続登記の申請が義務化されたことを説明している。今後についても、引き続き窓口での説明を行うほか、村内の方へは広報紙やホイホイラインでの周知、村外の方へは固定資産税の納付書を送付する際に、相続登記申請義務化のパンフレットを同封するなどの周知啓発に努めていく。

次に共有土地問題への対応について、共有土地の中で村が所有する土地に地上権を設定して貸し付けている土地は各地区存在しており、その件数が40件ほどある。どの土地も賃貸期間の終了が間近となっている。地上権を返還するか更新するかを確認はこれからになるが、地上権の登記がされているため、返還していただく場合は、この地上権の登記を抹消した上で引き渡していただくのが一般的な手続きとなっている。ただ、今回のように昭和初期に設定された古い地上権だと地上権者に相続が発生していることが多く、この場合、相続人調査が必要となる。そして調査の結果、登記名義人である地上権が死亡している場合は、相続による地上権移転登記を行っていたかどうか必要もある。そもそも相続人が判明しないことも考えられる。また、相続人が判明したとしても、相続人全員の協力を得ることが必要のため、一部でも協力が得られない場合は、地

上権の登記を抹消するまでに多くの時間と費用を必要とする。このように地上権の登記を抹消するためには、申請者の手続き的な負担が大きいことから、登記の抹消手続きを行えるようにするために、令和5年4月1日より不動産登記法が改正され、手続きの簡略化がされている。今後はこういった地上権のある土地を更新するか返還するか意思確認を行いながら返還するのであれば、地上権の抹消登記の手続きがスムーズに進むように検討を行っていく。

田川朝幸

まず登記義務化について、相続が進んでいない土地の所有者の多くが村外に行っているということが明らかになった。所有者不明土地の発生を防止するため、これから相続登記を推進していただきたい。

2つ目の共有土地について、登記について昨年の民法の改正でかなり踏

み込んだ改正がされている。例えば、名義人のうち、どうしても連絡のつかない所有者がいた場合、残りの方の意思が揃えば、不明の方の所有権を移転することが可能になった。また土地の売買についても残りの方の意思で土地を販売することが可能になっている。

新たな制度の情報を周知するにあたり、司法書士などの講師を招いて研修会や無料相談会を開催する考えはないか？また相続登記を進めるにあたり費用がかかるが相談料などに対して補助金を出すような考えはないか？

村長

個人の財産等であるため、しっかりと法に基づいた形で対応させていただく。無料相談会については、今のようない報についても知らない方々がいるため、しっかりと勉強会・情報会等を行うというのは積極的にさせていきたい。

観光資源に乏しい本村にとつて、交流人口を増やすことが観光振興に大きな影響を与えると考えられている。

観光施設への支援策は

受け入れ態勢を構築していく



上米良玲 議員

村内観光施設への支援については、施設の運営管理費、備品購入、修繕費など様々な形で支援を行って頂いている。

コロナ禍により激減した人の流れもかなり戻ってきているが、以前のような状況には戻っていないのが現状ではないかと思われる。

観光資源に乏しい本村にとつて、交流人口を増やすことが観光振興に大きな影響を与えると考えられている。

本村の観光施設において最も多くの方に利用されているのが、「ゆたーと温泉」であるが施設の老朽化による改修費用も年々増加してきていることや人員の不足など運営にも大きな影響を与えている。

各施設ともに営業努力をされ運営を行って頂いている所ではあるが、現状のままでは働く方たちのモチベーションも上がらず今後の営業にも不安を感じるのではないかと心配している。

各観光施設の継続的な運営を行うためにも何らかの対策を講じていく必要があると考えているが、まずは多くの方に来村して頂き観光施設を利用して頂く対策が急務である。

今年、小川に繋がる石打谷線が開通の予定と聞いている。村内の観光施設を周遊できる取り組みも可能ではないかと考えている。

それぞれの施設が、様々な取り組みをしながら施設の運営のため努力されていることは、重々承知をして

いるところではあるが、本村に欠かすことのできない観光施設を運営して頂くためにも何らかの打開策を打っていかねばならない時期にきている。

交流人口を支える観光施設への支援策、展望について村長の考えを伺いたい。

村長 本村では幸せ度の高い持続可能な村づくりの柱の一つとして、活力のある村づくりに取り組んでいく目標を掲げている。コロナ禍の三年間は、本村の観光事業に大きな影響をもたらしたが、感染症法上の5類以降は少しずつではあるが、賑わいを取り戻しているように感じている。

ゴールドエンウィークには小川地区にて山菜天ぷら実演販売も開催いただき、地域の頑張りを目の当たりにし大変嬉しく感じた。

温泉施設ゆたーとでは、施設の老朽化など諸問題はあるが、今極めて大きな問題となっているのが人手不

足だと感じている。調理や運営スタッフが不足しているために、働き方改革とも相まって、毎週水曜日を定休日とせざるを得ない状況であり毎週火曜日も料理の提供ができない関係で、米

良弁の日として西米良村内の弁当を提供している。夏の風物詩となった川床においても人手不足により開催が危ぶまれたが、提供する料理を変え開催する方向で準備をしている。

「おがわ作小屋村」においてもスタッフ総出で運営を行っているため営業活動等に手が回らない状況であるため以前のように大型バスの受け入れや一般客の受け入れについても困難な状況となっている。

現段階においては多くの観光客の皆様にお越し頂いても十分なサービスを提供できない状況となっている。人手確保の大きな一つの柱として、地域おこし協力隊の活用を考えているが、その考え方、周知の仕方を

本年度から変えていきたいと考えている。

現在各課に、本村に必要な人材・仕事・ミッシン

は何か、洗い出しをさせている。今後観光施設にも投げかけを行う予定だが、そこで出てくる必要な人物像や仕事を具体的に示したいわゆるミッシン型の雇用に繋がりたいと考えている。具体的には西米良温泉の食を支えるシェフであるとか、「おがわ作小屋村」の看板スタッフというように、具体的に募集をすることで応募される方の考えと雇用する村との考え方に乖離がなくなり、存在意義を持つ仕事をやって頂くことで三年後の定住化にもつながるのではないかと考えている。

また、今年度から一般社団法人ふるさと財団の事業である地域再生マネージャ―事業に申し込んでおり、財団より専門家を派遣いただき、本村の観光など資源課題を調査分析し、次年度以降の取り組みについてア

ドバイスを頂くこととして

いる。次年度には、ステツプアップ事業として補助金を活用しながら地域再生に取り組み予定である。石打谷線も年度内の開通を目指しており、これまでにない観光振興の形ができるものと考えている。観光客にお越し頂くための素材はたくさんあるので、まずは受け入れ体制をしつかりと構築していくことに努め

整いましたら、以前のよう

に多くの観光客の皆様にお越しただけ、また、村民の皆様楽しんで頂けるような魅力ある観光振興に努めて参りたい。

観光振興から来る交流人口、関係人口対策は必要不可欠であるため今後とも関係機関と連携を図りながら、以前の賑わいを感じて頂けるよう努めて参りたい。



ほっとコーナー

大切な魚達を守る為に カワウの駆除も行っています



6月1日、鮎漁が解禁しました。今年は川の濁りがとれ清流へと回復したことで鮎の育ちが良く、更には天気にも恵まれ連日多くの釣り人で賑わっています。今年度から放流する鮎を縄張り意識の強い「ダム湖産系」に変えました。それが功を奏したのか解禁日・翌日と100匹ずつ釣られた方もいたようです。またダムで自然繁殖する可能性も高いので来春の遡上が楽しみです。



西米良漁協 カワウハンターの3名

西米良漁協では夏の鮎だけではなく、10月末からは八重地区での冬季ニジマス釣り場。3月には竹原方面のフィッシング街道にヤマメの成魚放流を行うなど、1年を通して魚釣りが楽しめる環境を整えています。

しかしながら、大切な魚達を根こそぎ食べてしまう「カワウ」という鳥の存在が厄介で全国的にも大きな問題となっています。数年前、西米良村内でも約30羽の群れが飛来し相当な被害を受けていました。当時は花火を使った追い払いで対処していましたがなんの解決にもならず。よって「空気銃を使った駆除」を実施しカワウ自体を減らす努力をしています。令和5年度は26羽を仕留め、今年の食害は大きく減りました。散弾銃より遠射が効くので107m先のカワウを仕留めた実績もあります。これからも故郷の川を守る為に頑張ります。



カワウのお腹から出てきたたくさんの鮎

編集後記

先日、村所驛でふるさと納税説明会が行われ、私も参加してきました。すまいる課と委託業者であるヤマト運輸から説明がありました。ふるさと納税の返礼品登録に関心がある方がたくさん参加されました。西米良村には村外にアピールできる魅力的な商品がたくさんあると思っています。説明会に参加された方々の自慢の逸品がインターネットを通じて日本中、多くの方に広がっていく未来が見えたようでとても嬉しく感じました。私も趣味の木工品の登録を目指します！（田爪朝幸）

議会広報常任委員会

委員長 児玉 義和
副委員長 黒木 敏浩
委員 田爪 朝幸
上米良 重光